

倫 理 綱 領

特定非営利活動法人住宅地盤品質協会の会員は累計で年間数十万棟の住宅の地盤に関わり、住宅品質の確保に重要な役割を果たしている。その社会的な役割は重大であり、協会は倫理的規範を定め、会員はこれを遵守しつつ社会的貢献と業界の健全な発展に寄与するため以下の宣言を採択する。

宣 言

●地盤品質を確保することによって地盤事故の根絶を目指す

私たちは、地盤の性能（地盤品質）が住宅の品質、とりわけ不同沈下など地盤に起因する住宅の損壊（地盤事故）に対して深く関わっていることを自覚し、地盤調査あるいは地盤補強工事などの業務を通して、住宅を安全に支えるための地盤品質の確保と地盤事故の根絶に努める。

●地盤判断の公正性と合理性を確保する

私たちの地盤判断は、場合によっては独善的で一方的な強制力さえも発揮するほど、住宅の基礎工法に重大な影響力を持っている。過剰に安全を考慮した基礎工の考察は、自己の経営的リスクを回避するためであったり技術的未熟さを施主へ転嫁する危険と隣り合わせであることを自覚し、常に地盤判断の公正性と中立性を証明できるよう心がける。

●判断の公正性を保全するための自己研鑽

私たちは、経済的かつ合理的な地盤判断と最適工法の選定を行うために、絶えず学習の機会を求めて知識の習得と技術の向上に努め、専門家としての誇りと社会的専任を果たすために人格の研鑽にも取り組む。

●地域社会の信頼にこたえる

私たちは、地域の風土や地盤の特性を熟知する立場にある。広く地域の社会経済的基盤の整備や防災ばかりでなく、施主資産の保全や地盤事故に伴う無用な浪費を防ぐべく、専門家としての社会的信頼に応え、また地域社会に積極的に貢献する。